

同上決議事項

海軍共済組合貸付部規則中改正ノ件

(イ) 第二条 本貸付部ハ組合員ノ生計困難ニ陥リタル場合低利資金ヲ貸付スルヲ以テ目的トス

ト改メラレタシ

ト改メラレタシ

(ロ) 第六条 本則ニヨル資金ノ貸付ハ組合員ハ右一ヶ年以上ヲ経過シタル場合ニテ

必要ヲ申出テタル場合之ヲ為ス事ヲ得

ト改メラレタシ

(ハ) 第九条 貸付金ハ貸付ノ翌月ヨリ別表ノ割合ヲ以テ月賦返済ヲナサシム但シ

特別ノ事情アルトキハ并済期限ヲ更ニ五ヶ月以内延長スルコトヲ得

ト改メラレタシ

(ニ) 第十五条 ヲ改正シ保証人ト雖モ必要ノ場合ハ借り得ル事ニ改メラレタシ

(ホ) 第十七条 中『火厄具申書』ノ五文字ヲ除ク